

広島市国民保護計画（変更案） 新旧対照表

	現行	変更
P7	<p>第1編 総論</p> <p>第4章 本市、県及び関係機関の業務の大綱等</p> <p>1 本市、県及び関係機関の業務の大綱 【指定地方行政機関】 <u>中国管区警察局</u></p>	<p>第1編 総論</p> <p>第4章 本市、県及び関係機関の業務の大綱等</p> <p>1 本市、県及び関係機関の行区の大綱 【指定地方行政機関】 <u>中国四国管区警察局</u></p>
P26	<p>第2編 平素からの備えや予防</p> <p>第1章 庁内組織体制、関係機関との連携体制の整備等</p> <p>第4 情報の収集及び提供等を円滑に行うための体制整備</p> <p>2 警報の内容の伝達等に必要な準備</p> <p>(1) 警報の内容の伝達体制の整備</p> <p>本市は、広島県知事（以下「知事」という。）から警報の内容の通知があった場合における住民、関係機関及び関係団体への伝達方法等をあらかじめ定めるとともに、その伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に周知を図ります。</p> <p>この場合において、民生委員児童委員協議会や社会福祉協議会、公益財団法人広島平和文化センター等との協力体制を整備するなど、要配慮者に対する伝達に配慮します。</p> <p>また、<u>国における</u></p> <hr/> <hr/> <p>全国瞬時警報システム（J-ALERT）<u>の開発及び整備</u></p>	<p>第2編 平素からの備えや予防</p> <p>第1章 庁内組織体制、関係機関との連携体制の整備等</p> <p>第4 情報の収集及び提供等を円滑に行うための体制整備</p> <p>2 警報の内容の伝達等に必要な準備</p> <p>(1) 警報の内容の伝達体制の整備</p> <p>本市は、広島県知事（以下「知事」という。）から警報の内容の通知があった場合における住民、関係機関及び関係団体への伝達方法等をあらかじめ定めるとともに、その伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に周知を図ります。</p> <p>この場合において、民生委員児童委員協議会や社会福祉協議会、公益財団法人広島平和文化センター等との協力体制を整備するなど、要配慮者に対する伝達に配慮します。</p> <p>また、<u>対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、住民に迅速かつ確実に伝達するため、</u></p> <hr/> <p>全国瞬時警報システム（J-ALERT）<u>を</u></p>

	現行	変更
P47	<p>第3編 武力攻撃事態等への対処</p> <p>第3章 関係機関相互の連携</p> <p>1 国及び県との連携</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 国及び県の現地対策本部との連携</p> <p>本市は、国及び県の現地対策本部が設置された場合には、職員を派遣すること等により、当該現地対策本部と密接な連携を図ります。また、必要に応じ、国及び県と調整の上、共同で現地対策本部を設置します。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	<p>第3編 武力攻撃事態等への対処</p> <p>第3章 関係機関相互の連携</p> <p>1 国及び県との連携</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 国及び県の現地対策本部との連携</p> <p>本市は、国及び県の現地対策本部が設置された場合には、職員を派遣すること等により、当該現地対策本部と密接な連携を図ります。また、必要に応じ、国及び県と調整の上、共同で現地対策本部を設置します。</p> <p><u>また、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努めます。</u></p>

	現行	変更
P56	<p>第2 避難の指示の伝達及び通知等並びに避難住民の誘導等</p> <p>2 避難実施要領の策定、伝達等</p> <p>(4) 避難実施要領策定に当たっての留意事項</p> <p>カ 要配慮者の避難支援方法の把握 (<u>避難支援プラン</u> の把握、要配慮者支援班の設置)</p>	<p>第2 避難の指示の伝達及び通知等並びに避難住民の誘導等</p> <p>2 避難実施要領の策定、伝達等</p> <p>(4) 避難実施要領策定に当たっての留意事項</p> <p>カ 要配慮者の避難支援方法の把握 (<u>避難行動要支援者名簿</u> の把握、要配慮者支援班の設置)</p>
P58	<p>3 避難住民の誘導</p> <p>(1)～(5) (略)</p>	<p>3 避難住民の誘導</p> <p>(1)～(5) (略)</p>
～		
P59	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p><u>(6)～(13)</u></p>	<p><u>(6) 大規模集客施設等における避難</u></p> <p><u>本市は、大規模集客施設や旅客輸送関連施設の施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとります。</u></p> <p><u>(7)～(14)</u></p>

	現行	変更
P61	<p>4 武力攻撃事態の類型に応じた留意事項</p> <p>(3) 弾道ミサイル攻撃及び急襲的な航空攻撃の場合</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 弾道ミサイル攻撃の発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難です。弾道ミサイルによる攻撃の主体(国又は国に準じる者)の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってきます。このため、</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>すべての市町村に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要があります。</p>	<p>4 武力攻撃事態の類型に応じた留意事項</p> <p>(3) 弾道ミサイル攻撃及び急襲的な航空攻撃の場合</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 弾道ミサイル攻撃の発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難です。弾道ミサイルによる攻撃の主体(国又は国に準じる者)の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってきます。このため、<u>本市は、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム(J-ALERT)による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるとともに、弾道ミサイルが発射された場合には、</u></p> <p>すべての市町村に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要があります。</p>

	現行	変更
P67	<p>第5章 救援</p> <p>4 医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項</p> <p>(1) 核兵器による攻撃の場合の医療活動</p> <p>イ 国から本市に対し、医療救護班を編成し、<u>緊急被曝医療活動</u>を行うよう協力要請があった場合には、所要の防護措置を実施した上で、可能な範囲内で、医療救護班を編成し、医療活動を行います。また、国から、<u>緊急被曝医療派遣チーム</u>が派遣された場合には、その指導の下、必要に応じトリアージ(治療の優先順位による患者の振り分け)を行った上で、汚染や被曝の程度に応じた医療活動を行います。</p>	<p>第5章 救援</p> <p>4 医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項</p> <p>(1) 核兵器による攻撃の場合の医療活動</p> <p>イ 国から本市に対し、医療救護班を編成し、<u>被曝医療活動</u>を行うよう協力要請があった場合には、所要の防護措置を実施した上で、可能な範囲内で、医療救護班を編成し、医療活動を行います。また、国から、<u>被曝医療に係る医療チーム</u>が派遣された場合には、その指導の下、必要に応じトリアージ(治療の優先順位による患者の振り分け)を行った上で、汚染や被曝の程度に応じた医療活動を行います。</p>

	現行	変更
P69	<p>第6章 住民の安否情報の収集等</p> <p>1 安否情報の収集等</p> <p>(1) 安否情報の収集</p> <p>ア 市長は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している学校、病院、大規模事業所等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行います。この場合において、市長は、本市が保有する住民基本台帳、<u>外国人登録原票</u>等の活用を図ります。</p> <p>イ 安否情報の収集は、<u>_____</u>「<u>武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手續その他の必要な事項を定める省令</u>」(以下「安否情報省令」という。)第1条に規定する様式第1号及び様式第2号の安否情報収集様式を用いて行います。</p>	<p>第6章 住民の安否情報の収集等</p> <p>1 安否情報の収集等</p> <p>(1) 安否情報の収集</p> <p>ア 市長は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している学校、病院、大規模事業所等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行います。この場合において、市長は、本市が保有する住民基本台帳<u>_____</u>等の活用を図ります。</p> <p>イ 安否情報の収集は、<u>原則として</u>「<u>武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手續その他の必要な事項を定める省令</u>」(以下「安否情報省令」という。)第1条に規定する様式第1号及び様式第2号の安否情報収集様式を用いて行います。</p>

	現行	変更
P70	<p>2 知事への報告</p> <p>市長は、 _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>安否情報省令第2条に規定する様式第3号の安否情報報告書に必要な事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を _____ 送付することにより、知事への報告を行います。 <u>この場合、可能な限り電子メールを活用するものとします。</u>ただし、事態が急迫して書面（電磁的記録を含む。）の送付ができない場合等においては、口頭、電話その他の方法により報告を行います。</p>	<p>2 知事への報告</p> <p>市長は、<u>原則として、安否情報システムを使用して、知事への報告を行います。</u>システムが使用できない場合は、安否情報省令第2条に規定する様式第3号の安否情報報告書に必要な事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、<u>電子メールで</u>送付することにより、知事への報告を行います。 _____</p> <p>_____ただし、事態が急迫して書面（電磁的記録を含む。）の送付ができない場合等においては、口頭、電話その他の方法により報告を行います。</p>
P83	<p>第9章 保健衛生の確保その他の措置の実施</p> <p>2 廃棄物の処理</p> <p>(2) 廃棄物処理対策</p> <p>ア 本市は、市地域防災計画の定めに基づいて、「災害廃棄物対策指針」<u>(平成26年(2014年)環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部作成)</u>等を参考とし、廃棄物処理体制を整備します。</p>	<p>第9章 保健衛生の確保その他の措置の実施</p> <p>2 廃棄物の処理</p> <p>(2) 廃棄物処理対策</p> <p>ア 本市は、市地域防災計画の定めに基づいて、「災害廃棄物対策指針」<u>(平成30年(2018年)環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室作成)</u>等を参考とし、廃棄物処理体制を整備します。</p>